

熊本市特定分野緊急就職奨励金交付要綱

| | | | | |
|----|----|----|-------|----------|
| 制定 | 令和 | 3年 | 3月10日 | 市長決裁 |
| 改正 | 令和 | 4年 | 3月17日 | 市長決裁 |
| | 令和 | 4年 | 4月4日 | 経済政策課長決裁 |
| | 令和 | 4年 | 7月1日 | 経済政策課長決裁 |
| | 令和 | 5年 | 3月30日 | 市長決裁 |

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染拡大の影響等により増加が懸念される失業者等に対し、人手不足である介護・警備・運輸・建設分野への就職を支援することで、本市の失業者対策及び人手不足対策に資することを目的として、当該分野へ新たに就職した者に対し熊本市特定分野緊急就職奨励金（以下「奨励金」という。）を交付するに当たり、熊本市補助金等交付規則（昭和43年規則第44号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、事業所等とは、次に掲げるものをいう。ただし、国又は地方公共団体が運営するものは除く。

- (1) 別表1に掲げるサービスを行う事業所又は施設（有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅に係るものを含む。）で、本市から指定、許可若しくは登録を受け、又は本市に届出をしているもの
- (2) 警備業法（昭和47年法律第117号）第4条に規定する認定を受けている者
- (3) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第4条第1項若しくは第43条第1項若しくは貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第3条若しくは第35条第1項に規定する許可を受け、貨物自動車運送事業法第36条第1項に規定する届出をし、又は道路運送法第79条に規定する登録を受けている者
- (4) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項に規定する許可を受けている者又は本市の工事競争入札参加有資格者名簿（以下「本市工事名簿」という。）若しくは小規模修繕契約希望者登録名簿（以下「本市小規模修繕名簿」という。）に登録されている者

(奨励金の種類)

第3条 奨励金の種類は、次のとおりとする。

- (1) 第1期熊本市特定分野緊急就職奨励金
- (2) 第2期熊本市特定分野緊急就職奨励金
- (3) 第3期熊本市特定分野緊急就職奨励金

(交付対象者)

第4条 交付の対象となる者は、次の各号に掲げる奨励金の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 第1期熊本市特定分野緊急就職奨励金 次のいずれにも該当する者

ア 別表2に定める職種として本市所在の事業所等に就職した者

イ 週20時間以上の勤務条件で、無期雇用契約又は6か月以上の有期雇用契約を締結した者（6か月未満の有期雇用契約で、契約の期間が満了したときに自動的に更新されるもののうち、自動更新後を含む契約期間の累計が6か月以上となるものを締結した者を含む。）

ウ 令和4年10月1日から令和5年8月31日までの間に就業を開始し、交付申請日時点で現に就業している者（令和4年10月1日から令和5年3月31日までに就業を開始した者は、令和5年4月1日に就業を開始したものとみなす。）

エ 本市に住民票を有する者

(2) 第2期熊本市特定分野緊急就職奨励金 次のいずれにも該当する者

ア 前条第1号に規定する第1期熊本市特定分野緊急就職奨励金の交付を受けた者

イ 就業開始日から起算して3か月以上継続して別表2に定める職種として本市所在の事業所等で就業し、交付申請日時点で現に就業している者

ウ 本市に住民票を有する者

(3) 第3期熊本市特定分野緊急就職奨励金 次のいずれにも該当する者

ア 前条第2号に規定する第2期熊本市特定分野緊急就職奨励金の交付を受けた者

イ 就業開始日から起算して6か月以上継続して別表2に定める職種として本市所在の事業所等で就業し、交付申請日時点で現に就業している者

ウ 本市に住民票を有する者

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、交付の対象とならないものとする。

(1) 熊本市に納付すべき税を滞納している者（分割納付を履行していると認められる者及び新型コロナウイルス感染症の影響を受け、地方税法附則第59条第1項の規定による徴収の猶予を受けている者を除く。）

(2) 令和5年3月に学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、第124条に規定する専修学校及び第134条に規定する各種学校を卒業した者（採用内定の通知を受けた者であって、当該採用内定の通知をした者の都合により当該採用内定を取り消されたものを除く。）

(3) 過去に同様の職種として本市所在の事業所等において就業していた者にあつては、離職理由が正当な理由のない自己都合であり、かつ離職した日から前項第1号アに規定する就職の日までの期間が3か月未満である者

(4) 就職の理由が、同一グループ内における事業所等を異にした配置転換、転籍出向又は事業再編等によるものと市長が認める者

(奨励金の額)

第5条 奨励金の額は、次の各号に掲げる奨励金の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 第1期熊本市特定分野緊急就職奨励金 5万円
- (2) 第2期熊本市特定分野緊急就職奨励金 5万円
- (3) 第3期熊本市特定分野緊急就職奨励金 5万円

2 第3条各号に定める奨励金の交付回数は、1人につきそれぞれ1回を限度とする。

(交付の申請)

第6条 奨励金の交付の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、別表3に掲げる書類を、同表の提出期間内に市長に提出しなければならないものとする。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由があると市長が認めたときは、添付書類の一部を省略することができるものとする。

(交付の決定)

第7条 市長は、奨励金の交付の申請があったときは、当該申請書の審査及び必要に応じて行う実地調査等により奨励金の交付又は不交付の決定をするものとする。

(決定の通知)

第8条 市長は、奨励金の交付の決定をしたときは、その決定の内容を熊本市特定分野緊急就職奨励金交付決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、奨励金の不交付の決定をしたときは、熊本市特定分野緊急就職奨励金不交付決定通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。

(奨励金の交付)

第9条 前条第1項の規定による通知を受けた者は、熊本市特定分野緊急就職奨励金請求書（様式第6号）に次に掲げる書類を添えて、令和6年3月19日までに市長に提出し、奨励金を請求するものとする。

- (1) 通帳の写し（第2期以降の請求で、振込口座に変更がない場合は除く。）
- (2) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による請求があったときは、奨励金を交付するものとする。

(補則)

第10条 奨励金の交付は、予算の範囲内で行うものとする。

2 熊本市補助金等交付規則第7条、第8条、第9条及び第10条の規定は、奨励金の交付について適用しない。

3 この要綱に定めるもののほか、奨励金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年3月22日から施行する。

附 則（令和4年3月17日市長決裁）

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。
附 則（令和4年4月4日経済政策課長決裁）
- 1 この要綱は、令和4年4月4日から施行する。
附 則（令和4年7月1日経済政策課長決裁）
- 1 この要綱は、令和4年7月1日から施行する。
附 則（令和5年3月30日市長決裁）
- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表1（第2条関係）

| | |
|------------------|--|
| <p>居宅サービス</p> | <p>訪問介護 訪問入浴介護 ※ 訪問看護 ※ 訪問リハビリテーション ※ 居宅療養管理指導 ※ 通所介護 通所リハビリテーション ※ 短期入所生活介護 ※ 短期入所療養介護 ※ 特定施設入居者生活介護 ※</p> |
| <p>地域密着型サービス</p> | <p>定期巡回・随時対応型訪問介護看護 夜間対応型訪問介護 地域密着型通所介護 認知症対応型通所介護 ※ 小規模多機能型居宅介護 ※ 認知症対応型共同生活介護 ※ 地域密着型特定施設入居者生活介護 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）</p> |
| <p>施設サービス</p> | <p>介護福祉施設サービス 介護保健施設サービス 介護療養施設サービス 介護医療院サービス</p> |

備考 ※印を付したのものについては、介護予防サービスも含む。

別表2（第4条関係）

| 職 種 |
|--|
| ケアワーカー（医療施設、老人福祉施設）、介護サービス員（老人保健施設）、在宅介護員、在宅ケアワーカー、訪問介護サービス員、ホームヘルパー、在宅入浴介助員、在宅入浴サービス員、訪問入浴サービス員、訪問入浴ヘルパー |
| 駅警備員、ガードウーマン、ガードマン、機械警備員、空港警備員、刑事施設警備員、守衛、倉庫警備員、駐車場警備員、ビル警備員、夜警員、機械警備管制員、貴重品運搬警備員、現金輸送員、国会衛視、身辺警護員、法廷警備員、ボディガード、建設現場交通誘導員、交通誘導員、道路工事現場交通誘導員、イベント警備員、会場整備員、催事警備員 |
| 観光路線バス運転手、高速バス運転手、コミュニティバス運転手、乗合バス運転手、貸切観光バス運転手、自家用バス運転手、シャトルバス運転手、スクールバス運転手、マイクロバス運転手、役員車運転手、介護タクシー運転手、タクシー運転手、タクシー乗務員、タクシードライバー、乗合タクシー運転手、ハイヤー運転手、自動車運転代行人、大型トラック運転手、クレーン架装トラック運転手、小型トラック運転手、中型トラック運転手、トラック運転手（冷蔵・冷凍車）、貨物トレーラー運転手、トレーラートラック運転手（冷凍・冷蔵車）、生コン車運転手、ミキサー車運転手、ダンプ運転手、ダンプトラック運転手、セメントローリー運転手、バルク車運転手、家庭ごみ収集車運転手、事業所ごみ収集車運転手、じん芥収集車運転手、パッカー車運転手、キャリアカー運転手、車載専用車運転手、し尿汲取車運転手、霊きゅう車運転手、産業廃棄物運搬車運転手、散水車運転手、建設用機械車両運搬車運転手、放送宣伝車運転手、レンタカー回送運転手 |
| 型枠解体工、型枠工、コンクリート型枠組工、足場組立工、重量物とび職、鉄骨とび工、とび職、解体工（建造物）、家屋解体工、建築解体工、コンクリートはつり工（解体工事）、建築とび工（見習）、鉄骨とび工（見習）、とび見習、土木鉄筋工、建築鉄筋工、営繕大工、造作大工、宮大工、大工（見習）、大道具係、舞台製作大工、建築ブロック工、築炉工、れんが積工、炉修工、タイル壁張工、タイル床張工、テラコッタ取付工、石張工（見習）、タイル張工（見習）、ブロック積工（見習）、れんが張工（見習）、かわら屋根ふき職、屋根ふき工（見習）、スレート屋根ふき工、わら屋根ふき工、木舞工、左官職、左官手元、左官吹付工、屋根左官、ラス張工、左官（見習）、畳表替工、畳仕立工、畳職、畳工（見習）、ガス配管工、空調配管工、航空機配管工、水道配管工、スチーム配管工、船舶配管工、鉄道車両配管工、配管修理工、配管工（見習）、金属サッシ取付工、金属製ドア取付工、シャッター取付工、板ガラスはめ込み工、鏡取付工、建具ガラスはめ込み工、クロス張り職、ゴム床張工、室内装飾工、じゅうたん張工、プラスチック床張工、壁装工、リノリウム床張工、建築工事防水工、シーリング工（防水工事）、土木工事防水工、サルベージ作 |

業員、水中調査・測量作業員、潜水士（建設工事）、保温・保冷工、測量作業員、給湯機取付工、システムキッチン取付工、洗面器取付工、便器取付工（事務用・事業用ビル）、便器取付工（住宅）、ユニットバス取付工、水道検査員、漏水調査員、ALC工、看板取付工、金属製バルコニー取付工、受水槽取付工、プレハブ住宅パネル組立工、窯業サイディング工、送電線架線作業員、送電線保守作業員、地中送電線敷設作業員、地中配電線敷設作業員、配電線架線作業員、配電線保守作業員、屋外通信線架線作業員、海底通信ケーブル敷設作業員、地下通信ケーブル敷設作業員、通信線架線作業員、通信線保守作業員、CATV工事作業員、テレビアンテナ工事作業員、テレビ中継設備保守作業員、放送装置保守作業員、携帯電話基地局保守作業員、通信装置据付作業員、無線通信機据付作業員、交換機据付作業員、電話機据付作業員、ファクシミリ据付作業員、エアコン取付作業員（家庭用）、屋内電気配線工事作業員、航空機配線作業員、照明器取付作業員、船舶配線作業員、鉄道車両配線作業員、電気配線作業員、電工（電気配線工事）、電気工事検査員、産業用電気機械据付作業員、自動制御盤据付作業員、鉄道信号保守作業員、鉄道用電気装置据付保守員、オール電化工事作業員、警報器取付作業員、太陽光発電装置据付作業員、建設作業員、護岸工事作業員、コンクリート作業員、造園土木作業員、土管配管作業員、土木作業員、法面保護作業員（コンクリート張り工事）、アスファルト舗装作業員、コンクリート舗装作業員、道路区画線設置作業員、道路工事作業員、道路付帯設備取付作業員、道路補修作業員、道路舗装作業員、軌条作業員、軌道作業員、軌道舗石作業員、鉄道保線員、保線作業員、ダム掘削作業員、トンネル掘削作業員

備考 第4回改訂厚生労働省編職業分類『職業分類表』に基づく分類

別表3（第6条関係）

| 区 分 | 提出書類 | 様 式 | 提出期間 |
|-----|---|-----------------------|--|
| 第1期 | <ul style="list-style-type: none"> ・熊本市特定分野緊急就職奨励金交付申請書 ・雇用証明書 ・第2条第2号から第4号までに規定する認定、許可、届出又は登録を証する書類（建設業の場合、建設業法第2条第3項に規定する建設業者に限る） ・経歴書 ・離職票又は雇用保険受給資格者証などの離職理由が確認できる書類（過去に同様の職種として本市所在の事業所等において就業していた者で、離職した日から就職の日までの期間が3か月未満である者に限る） ・住民票の写し（発行後3か月以内） ・その他市長が必要と認める書類 | 第1号 第2号 第3号 | 自 就業開始日 至 就業開始日の属する月の翌月末日 |
| 第2期 | <ul style="list-style-type: none"> ・熊本市特定分野緊急就職奨励金交付申請書 ・雇用証明書 ・住民票の写し（発行後3か月以内。第1期の申請から住所が変更になった者に限る） ・その他市長が必要と認める書類 | 第1号 第2号 | 自 就業開始日から起算して3か月が経過した日 至 就業開始日から起算して3か月が経過した日の属する月の翌月末日 |
| 第3期 | <ul style="list-style-type: none"> ・熊本市特定分野緊急就職奨励金交付申請書 ・雇用証明書 ・住民票の写し（発行後3か月以内。第2期の申請から住所が変更になった者に限る） ・その他市長が必要と認める書類 | 第1号 第2号 | 自 就業開始日から起算して6か月が経過した日 至 就業開始日から起算して6か月が経過した日の属する月の翌月末日又は令和6年3月7日のいずれか早い日 |

様式第1号（第6条関係）

熊本市特定分野緊急就職奨励金交付申請書

令和 年 月 日

熊本市長 大西 一史（宛）

〒

住 所

申請者 氏 名 印

電話番号

熊本市特定分野緊急就職奨励金の交付を受けたいので、熊本市市税（延滞金含む）滞納の有無その他交付確認に必要な事項について調査されることを承諾し、熊本市特定分野緊急就職奨励金交付要綱第6条の規定により申請します。

| | |
|-------------|-----------------|
| 奨 励 金 の 区 分 | 第 期 |
| 交 付 申 請 額 | 金50,000円 |
| 勤 務 先 | 所在地： 名称： |
| 就 業 開 始 日 | 令和 年 月 日 |

様式第2号（第6条関係）

雇用証明書

令和 年 月 日

熊本市長 大西 一史（宛）

〒

所在地

名称

代表者

印

（担当者名： 電話番号： ）

次のとおり雇用していることを証明します。

| | |
|-----------|---|
| 被 雇 用 者 | 住所： 氏名： |
| 勤 務 先 | 所在地： 名称： サービスの種類（※1）： 介護保険事業所番号（※1）： 建設業（※2）：建設業許可・本市工事名簿・本市小規模修繕名簿 |
| 雇 用 期 間 | 令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで（終期がある場合のみ） |
| 就 業 開 始 日 | 令和 年 月 日 |
| 職 名（※3） | |
| 雇 用 形 態 | 正規 ・ 非正規 |
| 勤 務 時 間 | 週 時間 |

内容に疑義が生じた場合は、確認の連絡をすることがあります。

※1 第2条第1号に規定する事業所又は施設に勤務する場合にのみ記載してください。

また、本市への申請又は届出内容と全く同一のもので記載してください。

※2 建設業の場合にのみ、いずれかに○を付してください。

※3 熊本市特定分野緊急就職奨励金交付要綱別表2から選択して記載してください。

様式第3号（第6条関係）

経 歴 書

| | | |
|------------|---------|-----|
| フリガナ | | |
| 氏名 | | |
| 住所 | | |
| 生年月日 | 年 月 日 | |
| 主な職歴（直近から） | | |
| 期 間 | 事 業 所 名 | 職 名 |
| 年 月～ 年 月 | | |
| 年 月～ 年 月 | | |
| 年 月～ 年 月 | | |
| 年 月～ 年 月 | | |
| 年 月～ 年 月 | | |

上記経歴は真実であり、今後も継続して本事業所等で業務に従事する意思があることを申し添えます。

なお、虚偽の記載があった場合は、交付を受けた奨励金を市長の指示により、返還することを誓約します。

令和 年 月 日

住 所

氏 名（署名）

印

様式第4号（第8条関係）

雇対発第 号
令和 年（ 年） 月 日

住 所
申請者 氏 名 様

熊本市長 大西 一史 印
（雇用対策課扱い）

熊本市特定分野緊急就職奨励金交付決定通知書

令和 年 月 日付けで交付申請のあった熊本市特定分野緊急就職奨励金については、熊本市特定分野緊急就職奨励金交付要綱第7条の規定により下記のとおり交付の決定をしたので通知します。

記

- 1 奨励金の区分
第 期
- 2 奨励金額
金50,000円
- 3 奨励金は、請求により交付する。なお、請求書の提出期限は、令和6年3月19日とする。
- 4 不正行為がなされたときその他市長が不相当と認めたときは、奨励金の交付を取り消し、又は奨励金額を減じることがある。この場合において、既に交付された奨励金があるときは、その返還及び奨励金の受領の日から納付の日までの日数に応じ年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金を請求する。
- 5 前項に規定する請求に応じた補助金の返還等がされない場合において、本市が申請者に対し支払うべき他の補助金等があるときは、当該他の補助金等の交付を一時停止することがある。
- 6 監査委員が必要と認めたときは、地方自治法第199条第7項の規定により監査をすることがある。
- 7 市長が必要と認めたときは、地方自治法第221条第2項の規定により、その状況を調査し、又は報告を徴することがある。

様式第5号（第8条関係）

雇対発第 号
令和 年（ 年） 月 日

住 所
申請者 氏 名 様

熊本市長 大西 一史 印
（雇用対策課扱い）

熊本市特定分野緊急就職奨励金不交付決定通知書

令和 年 月 日付けで交付申請のあった熊本市特定分野緊急就職奨励金については、熊本市特定分野緊急就職奨励金交付要綱第7条の規定により下記のとおり不交付の決定をしたので通知します。

記

- 1 奨励金の区分
第 期
- 2 不交付の理由

様式第6号（第9条関係）

熊本市特定分野緊急就職奨励金請求書

令和 年 月 日

熊本市長 大西 一史（宛）

住 所

申請者 氏 名 印

令和 年 月 日付け雇対発第 号にて交付決定のあった熊本市特定分野緊急就職奨励金について、熊本市特定分野緊急就職奨励金交付要綱第9条の規定により関係書類を添えて次のとおり請求します。

| | |
|-----|-----------------|
| 金 額 | ¥ 5 0 , 0 0 0 円 |
|-----|-----------------|

振 込 先

| | | |
|----------------------------|-----------------|-----------|
| 口 座 振 込 依 頼 | 銀 行 名 | |
| | 支 店 名 | |
| | 種 別 (いずれかに○) | 普 通 ・ 当 座 |
| | 口 座 番 号 | |
| | フ リ ガ ナ | |
| | 口 座 名 義 人 | |

※申請者本人が口座名義人となっているものに限りません。

※通帳の写しを添付してください。ただし、第2期以降の請求で、振込口座に変更がない場合は不要です。